

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第58号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 略 第2章 漁業の許可及び起業の認可（第8条 <u>第32条の2</u> ） 第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養（第33条 <u>第61条</u> ） 第4章 罰則（ <u>第62条</u> <u>第65条</u> ） 附則 <u>（中海海域又は境水道における漁業の許可に係る届出及び申請の特例）</u> <u>第32条の2 鳥根県知事の漁業の許可を受け、又は受けようとする者であって、中海海域又は境水道を操業区域に含む漁業の許可を受け、又は受けようとするものが行う届出及び申請に係る様式は、第3条、第9条、第12条から第14条まで、第17条及び第18条の規定に関わらず、知事が別に定めるところにより行うことができる。</u> 第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養 （許可番号の表示等） 第35条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、	目次 第1章 略 第2章 漁業の許可及び起業の認可（第8条 <u>第32条</u> ） 第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養（第33条 <u>第60条</u> ） 第4章 罰則（ <u>第61条</u> <u>第64条</u> ） 附則 第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養 （許可番号の表示等） 第35条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、

当該許可に係る船舶の外部の両側の中央部の見やすい場所に、別表に定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。ただし、島根県知事の小型機船底びき網漁業の許可を受けた者で島根県内に住所を有するものが、中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海域において、島根県知事の定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示して当該漁業を操業する場合は、この限りでない。

- 2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに前項本文の規定によりした表示を消さなければならない。

(禁止期間)

第38条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物の種類	禁止期間
略	
べにずわいがに	7月1日から8月31日まで
なまこ	5月1日から8月31日まで (中海海域及び境水道に限る。)
しらうお	6月1日から11月14日まで (中海海域及び境水道に限る。)

- 2 略

第39条 中海海域及び境水道において、次の表の左欄に掲げる漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを使用してはならない。

漁具の種類	禁止期間
略	
網目1.8センチメートル以内の網(小型定置網、 <u>すくい網及びあみえびの採捕を目的とするひき網を除く。</u>)	4月1日から8月31日まで
略	

当該許可に係る船舶の外部の両側の中央部の見やすい場所に、別表に定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

- 2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(禁止期間)

第38条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物の種類	禁止期間
略	
べにずわいがに	7月1日から8月31日まで

- 2 略

第39条 中海海域及び境水道において、次の表の左欄に掲げる漁具は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを使用してはならない。

漁具の種類	禁止期間
略	
網目1.8センチメートル以内の網(小型定置網を除く。)	4月1日から8月31日まで
略	

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内でなければならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
略		
その他の漁業(最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における漁業(すくい網漁業を除く。))に限る。)	1隻	電球15キロワット

(漁獲成績報告書の提出)

第61条 漁業の許可を受けた者は、漁業法第66条第1項及び第8条の規定による漁業ごとに、漁獲成績報告書を操業期間終了後その翌月の末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

第4章 罰則

第62条 略

第63条 略

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がある法人又は人の業務又は財産に関して、第62条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料を科する。

第65条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県海面漁業調整規則等の廃止)

2 略

(火船の隻数制限等)

第48条 次の表の左欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集魚を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であって、1隻当たりの集魚を目的とする照明設備の総設備容量は、それぞれ同表右欄に定める容量の範囲内でなければならない。

漁業の種類	隻数	総設備容量
略		
その他の漁業(最大高潮時海岸線から50,000メートル以内の海域における漁業に限る。)	1隻	電球15キロワット

第4章 罰則

第61条 略

第62条 略

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がある法人又は人の業務又は財産に関して、第61条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料を科する。

第64条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県海面漁業調整規則等の廃止)

2 略

(適用除外)

3 第8条及び第39条の規定は、当分の間、鳥根県知事の漁業の許可を受けた者が、当該許可に係る漁業の操業を中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端

<p>(経過措置)</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>	<p>の線以西の海域において行う場合には、適用しない。</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年6月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に島根県知事の漁業の許可（中海海域及び境水道のうち境水道大橋東端以西の海域（以下「対象海域」という。）を操業区域に含むものに限る。）を受けている者に対するこの規則による改正後の鳥取県海面漁業調整規則第8条の規定の適用（対象海域を操業区域に含むものに限る。）については、当該許可の有効期間の満了までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。